

耕作放棄地の解消を支援します！

● 遊休農地再生事業補助金について

指宿市では、過去1年以上作物が栽培されず、今後も再び耕作される見込みのない遊休農地を引き受けて再生作業を行う条件を満たす農業者等に対し、費用の一部を支援します。



● 対象者の主な要件

対象となる方は、再生しようとする農地を売買又は貸借した認定農業者や認定新規就農者等の担い手農家であること。

また、再生作業実施後は、再生された農地において5年以上継続して営農すると見込まれる者。

● 対象農地の主な要件

対象となる農地は、毎年農業委員会が行う農地パトロール(利用状況調査)で、遊休農地(1号遊休農地及び2号遊休農地)と認定されている農地であること。

作物生産を再開するための再生作業とし、農業の振興が見込まれる農地。

● 支援対象の主な作業と内容

- ① 障害物除去作業（農業上の利用を妨げる樹木等の伐採作業）
- ② 深耕作業（樹木の根等の除去作業）
- ③ 整地作業（障害物除去及び深耕作業終了後、対象となる農地を農業上の利用が可能な状態にする整地作業）

※ 上記①～③の作業に要した費用に対して、10アール当たり3万円を限度とする補助金を交付します。（3万円未満の場合はその額を限度とし、同一の農地に対する補助金の交付は1回限りです。）

【活用事例】



解消前



解消後

その他の要件や申請手続きについて、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】農業委員会事務局 振興係 TEL 22-2111（内線 722）



農地に関するよくある質問



&



農地に自分が使用する農業用倉庫を建てたいのですが、転用の許可が必要ですか？

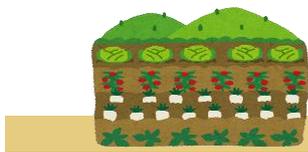


農業用倉庫を建てる部分は農地ではなくなりますので、転用の許可が必要です。

自己所有の農地に自分が使用する農業用倉庫などの建築物（農業用施設）を設置する場合は、農地法第4条の許可申請が必要になります。

なお、占有面積200平方メートル未満に設置される建築物（農業用施設）の場合は「農地転用許可不要（2a未満）の届出書」が必要です。

手続きに必要な申請書（届出書）・添付書類については、それぞれ異なりますので、事前に、農業委員会までお問い合わせください。



『全国農業新聞』を購読しませんか？

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊新聞です。

農政の動きや暮らしにも役立つ情報が満載です。

ご家族で楽しめる記事も充実しています。

ぜひご購読ください！

■ 発行日 週刊 月4回（金曜日）

■ 購読料 月額700円、年額8,400円（税込）

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。



農用地あっせん情報

令和4年7月25日委員会承認

所 在	地 目		希望面積	希望内容
	登記	現況		
山川小川周辺（畑かん地区希望）	畑	畑	2,000 m ² の農地3筆	買受

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111

(内線721, 722, 723)